

PTA 保険加入のお知らせ

PTAでは毎年度保険に加入しています。今年度もPTA諸活動中に発生した事故に対しての補償として「あいおいニッセイ同和損害保険(株)」の供する保険に下記のとおり加入しましたので、お知らせいたします。

記

(1) P T A 団体傷害保険

ア. 補償対象：

PTAが主催及び共催する行事（自宅から往復途上を含む）においてPTAの父母会員・教職員・児童及び生徒が、けが または 死亡した場合に補償されます。ただし、食中毒は除きます。

イ. 保険料：62,156円（年額）

ウ. 補償期間：令和8年5月25日から令和9年5月25日まで

エ. 補償内容：

◇ 1名あたり、死亡・後遺傷害保険金額	200万円
◇ 1名あたり入院保険金日額	2,000円
◇ 手術保険金	種類に応じて、入院保険金日額の5倍・10倍
◇ 1名あたり通院保険金日額	1,000円

〔注〕180日以内に通知し、保険金の支払いは治療を受けた総日数（30日が上限）

(2) P T A 賠償責任保険

ア. 補償対象：

- ① PTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動（PTA活動）の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊（滅失、損害もしくは汚損をいいます）。
- ② PTA活動にあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受け、PTAの管理下で使用、管理している間に、PTAの構成員であるPTA会員または児童がスポーツ用具等の借用物（保管物）を損壊しまたは紛失もしくは盗難されたこと。
- ③ 明正小学校ホームページにも案内を掲載しております。

イ. 保険料：8,350円（年額）

ウ. 補償期間：PTA団体傷害保険と同じ

エ. 補償内容：

① PTA活動遂行に伴う賠償補償額

◇ 対人の1名填補限度額	5,000万円
◇ 対人の1事故填補限度額	30,000万円
◇ 対物の1事故填補限度額	5,000万円
◇ 免責金額対人・対物とも1事故につき	1,000円

② 借用財物に対する賠償補償額

◇ 保険期間中の填補限度額	3,000万円
◇ 免責金額1事故につき	5,000円

●保険金が支払われない主な事例

(団体傷害保険)

◎児童については「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」からの給付対象となるケガは補償の対象となりません。

(団体傷害保険・賠償責任保険に共通して)

◎故意による傷害、自殺、犯罪行為などの場合、補償は受けられません。

◎暴動、変乱、労働闘争、地震、噴水、洪水、津波等に起因する傷害責任は除きます。

(3) PTAが主催、共催する行事において事故が発生したときは、直ちに以下のPTAアドレスまでお知らせください。

連絡先：明正小PTA 会計担当 (穂谷・名倉) meisei52pta@gmail.com

連絡事項：① 事故発生の日時、場所

② 被害者の住所、氏名

③ 事故の状況、原因

④ けがの程度

⑤ 相手方との話し合いの状況

⑥ 物損の場合は可能な限り、写真撮影

〔注〕けがで通院の場合は診察券、入院の場合は保険会社指定の書類を提出してください。

以上